

自動車共済事故処理 事務手引

島根県町村会（一般財団法人全国自治協会事務受託）

全国町村職員生活協同組合島根県支部

【事故処理手続きの流れ】

1 事故発生時の対応

- (1) 被害者の救護
- (2) 路上における危険防止措置
- (3) 警察への届出

👁️ ここに注意！

- ▶事故発生時には、その場で警察へ届け出を！
 - ・施設内での事故や車両単独の事故でも必ず届出を！
 - ・県外での事故で未届けの場合、再度、事故現場へ行かなければならないことも！

(4) 事故情報の収集

- ①事故の発生状況
- ②相手方の住所、氏名、連絡先（携帯電話も）、車両番号
※出来れば勤務先、保険会社、入庫先も
- ③負傷者の住所、氏名、連絡先、負傷の程度、通院先

(5) 事故発生状況報告書の作成、提出

- ▶上記（4）の情報を基に作成してください。
- ▶報告書様式（公有・生協共用エクセル版、別添7-2）
⇒ [島根県町村会のWebに掲載。](#)

(6) 事故発生状況報告書の提出

- ▶事故報告書の提出は、[電子メール又はFAX](#)をお願いします。

【E-mail:seikyou@shimane-ck.or.jp】

【FAX番号0852-27-3350】

(7) 休日・夜間に事故が発生した場合

事故受付センター（フリーダイヤル0120-258-459）へ報告

👁️ ここに注意！

▶先行示談をしないこと！

先行示談をされた場合、後に査定専門員による示談交渉ができなくなる可能性があります。

2 事故処理の流れ

(1) 対人・対物賠償の場合

⇒ 査定専門員が示談代行します！

※被共済者が示談代行に同意しない場合、無過失の場合など除く

- ①団体担当者は、「事故発生状況報告書」を支部へ提出
- ②支部で「事故発生状況報告書」を受付し、査定専門員へ転送
- ③査定専門員が支部、団体担当者又は契約者と連絡をとりつつ、相手方と示談交渉
- ④査定専門員から団体担当者又は契約者に必要書類を送付
⇒必要事項を記入・押印のうえ査定専門員まで返送
- ⑤事案解決の後、査定専門員より支部へ共済金請求書を提出
- ⑥支部から本部へ共済金を請求
- ⑦本部は決裁後、支部へ共済金を送金
- ⑧支部は、「振込口座指図書」に従い、指定された口座へ共済金を送金し、団体へ書面にて送金通知

(2) 公有自動車の車両事故のみの場合

⇒ 原則は、団体で共済金の請求手続となります！
※修理見積金額が30万円超の場合は査定専門員が協定

①団体担当者は、「事故発生状況報告書」を支部へ提出

②支部で「事故発生状況報告書」を受付

③団体担当者は、見積書、事故写真を支部へ提出（電子メールにて）

👉 ここに注意！

- ▶支部からの指示があるまで、修理は着工しないこと
- ▶事故写真は、契約車両ナンバーと破損箇所が写るように
⇒その他、事故写真の留意点については、別添資料7-3参照。

④修理について

《見積額30万円以下の場合》

⇒支部担当者が関係書類を確認後、修理着工指示

👉 ここに注意！

- ▶修理着工指示後に見積額等が変更になる場合
⇒本会へ変更後の見積書及び追加写真の提出のうえ、必ず事前に追加修理可否の確認をお願いします！
- ▶特段の事情が無い限り、修理着工指示後、速やかに修理を！
⇒ 期間が経過した場合、劣化により修理費用が異なる可能性あり

《見積額30万円超の場合》

⇒査定専門員が内容等を確認のうえ、修理工場等と修理費協定

⑤支部から団体へ「自動車事故共済金請求書」と「共済金請求にかかる必要書類について」を送付

⑥必要事項を記入・押印し、一式を支部へ提出。

⑦支部から本部へ共済金請求 ⇒ 決裁後、本部から支部へ共済金送金

⑧支部は、「振込口座指図書」に従い、指定された口座へ共済金を送金し、団体へ書面にて送金通知

(3) 自損事故傷害共済(公有・生協)・公務災害見舞金(公有)・限定搭乗者傷害共済(生協) のみの場合

⇒ 査定専門員が手続します！

- ① 団体担当者は、「事故発生状況報告書」を支部へ提出
- ② 支部で「事故発生状況報告書」を受付し、査定専門員へ転送
- ③ 査定専門員が、事故状況と傷害の程度を調査し、必要書類の取り寄せ
- ④ 査定専門員から団体へ必要書類を送付
⇒ 必要事項を記入・押印のうえ査定専門員まで返送
- ⑤ 査定専門員より支部へ共済金請求書を提出
- ⑥ 支部から本部へ請求 ⇒ 決裁後、本部から支部へ送金
- ⑦ 支部は、「振込口座指図書」に従い、指定された口座へ送金し、団体へ書面にて送金通知

(4) 生協退職者組合員の事故処理

⇒ 原則、支部で対応のため、団体担当者の手続不要です！
※ただし、退職者組合員がFAXを持っていない場合等に、団体担当者へ「事故発生状況報告書」の取次を依頼することがあります。

3 その他留意事項等

(1) 「交通事故証明書」について

取り付けは、査定専門員が行います。

(2) 代車について

☞ここに注意！

▶無過失事案を除き、代車料は認められません

(3) 「自認書及び事故証明不添付理由書」の取扱いについて

警察に事故の届出が受理されない場合について、以下の内容を記載した「自認書及び事故証明不添付理由書」を作成

① その事故を起こしたことを認める内容

② 事故の発生原因

③ 事故証明を取得できない（届出が受理されない）理由

※単独事故の場合や事後でも警察に届けておけば事故証明書は発行

(4) 破壊行為を受けた場合（公有自動車のみ）

☞ここに注意！

▶必ず警察へ被害届を出し、受理番号を確認すること

▶受理番号は事故証明不添付理由書中に記載すること

(5) 「対物修理不要の顛末書」

☞ここに注意！

▶他人の所有物（塀、壁、ガードレールなど）に接触した場合、必ず所有者に確認し、修理が不要の場合、その経緯・確認日時等を記載すること

(6) 特殊車両（除雪車等）について

☞ここに注意！

▶部材等が特殊であるため、事故写真に加えて、損傷（修理）箇所がわかるように、説明書きを加えた図面等も添付ください。

(7) ドライブレコーダーの搭載について

▶ 過失交渉において、相手方と主張が真っ向から対立する場合や訴訟の場合などで確たる証拠が無いために、契約者の思うような示談解決が出来ないケースがあります。

ドライブレコーダーを設置することで、事故当時の状況が記録され有力な証拠になる可能性もありますので、特に、住民等が乗車することが多いバス等を中心に搭載を検討いただきますようお願いします。

(8) 事故写真の撮影について

☞ここに注意！

- ▶ 写真は、損傷箇所等がわかりやすいようにエクセル、ワード等に貼付のうえ、説明書きの記載や、○印を付すなどしてください。
 - ▶ 損傷箇所とナンバーの確認できるものを（近接と遠景）
 - ▶ 車両単独事故であっても、接触相手の物件等の写真撮影も忘れずに！（Ex. ガードレール、電柱、外壁など）
 - ▶ 撮影が困難な箇所の損害の場合は、修理工場へも写真の撮影依頼を！
 - ▶ 追加修理についても、もれなく撮影依頼を！
- わかりやすい写真例については、資料No.7-3を参照

島根県町村会・全国町村職員生活協同組合島根県支部事務所

事務所名	島根県町村会
所在地	〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階
TEL/FAX E-MAIL	TEL : 0852-21-4303 FAX : 0852-27-3350 E-Mail : kyousai@shimane-ck.or.jp

査定専門員事務所

事務所名	島根県町村共済自動車事故処理対策室分室
所在地	〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階
TEL/FAX	TEL : 0852-31-2030 FAX : 0852-31-1599 E-Mail : bunshitu-shi@mx22.tiki.ne.jp
査定専門員	小竹原 芳明

